

農業集落排水処理施設使用料について

排水処理施設の維持管理の経費を賄うために、施設を利用して汚水を排出する方に使用料をご負担していただきます。

使用料は、次表の**基本料金**（消費税・地方消費税含）と**人数割料金**（消費税・地方消費税含）の**合計額**（10円未満の端数は切り捨て）となります。

月額（消費税・地方消費税含）

区 分	基本料金	人数割料金
	（一世帯当月額）	（一人当月額）
一般家庭	2, 200円	550円
併用住宅	2, 200円	550円
事業所等	2, 200円	550円

※ 事業所の人数割料金に係る人数の算定は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」による。

〔計算例〕 3人世帯の場合

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基本料金} & & \text{人数割料金} & & \text{月額使用料} & & \text{2ヶ月分使用料} \\ 2, 200\text{円} + (550\text{円} \times 3\text{人}) = 3, 850\text{円} & \times 2\text{ヶ月} = & 7, 700\text{円} \\ & \text{10円未満切捨て} & & & & & \end{array}$$

○納付方法

納付通知書、口座振替により奇数月に2ヶ月分を納付していただきます。

○使用開始等届出書の提出

宅地内排水整備の設置工事後、使用人数など必要事項を記入した『**使用開始等届出書**』を提出していただきます。

○中途使用等の料金算定

月の途中で、**開始、休止、廃止**または**再開**したときの使用料は、次のとおりです。

- ・ 使用日数が15日以下のときは、**月額使用料の半額**
- ・ 使用日数が16日以上のときは、**月額使用料全額**

○使用人数に変動があった場合

使用人数に変動があった場合には、使用料も変更されますので『農業集落排水処理施設使用料人数割変動届出書』の届出または、『**電話連絡**』が必要となります。
速やかに、下記問い合わせ先までご連絡ください。

〔問い合わせ先〕

上下水道部 下水道課
〒349-0133
蓮田市閏戸88番地
Tel.048-768-1111(代)

農業集落排水処理施設使用料早見表（2ヶ月分）

使用人数	基本料金 (消費税・地方消費税含)	人数割料金 (消費税・地方消費税含)	使用料 (消費税・地方消費税含)
1人	4,400円	1,100円	5,500円
2人	4,400円	2,200円	6,600円
3人	4,400円	3,300円	7,700円
4人	4,400円	4,400円	8,800円
5人	4,400円	5,500円	9,900円
6人	4,400円	6,600円	11,000円
7人	4,400円	7,700円	12,100円
8人	4,400円	8,800円	13,200円
9人	4,400円	9,900円	14,300円
10人	4,400円	11,000円	15,400円
11人	4,400円	12,100円	16,500円
12人	4,400円	13,200円	17,600円
13人	4,400円	14,300円	18,700円
14人	4,400円	15,400円	19,800円
15人	4,400円	16,500円	20,900円
16人	4,400円	17,600円	22,000円
17人	4,400円	18,700円	23,100円
18人	4,400円	19,800円	24,200円
19人	4,400円	20,900円	25,300円
20人	4,400円	22,000円	26,400円